

神戸医療福祉大学

平成 29 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 30 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

神戸医療福祉大学

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、神戸医療福祉大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

大学は、福祉系大学として使命・目的、教育目的を学則に簡潔・明瞭に示している。昨今の社会情勢や社会のニーズに応じ改組転換を行い、変化への対応を行っている。建学の精神は、ホームページ、大学案内などに明記され、入学式、学位記授与式などさまざまな行事で理事長や学長が述べ、学内外に周知している。使命・目的及び教育目的は中長期計画や三つの方針（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）に反映されており、教育研究組織の構成と整合性が図られている。

「基準2. 学修と教授」について

大学は、使命・目的及び教育目的に基づき三つの方針を定め、学生募集、教育活動を行っているが、定員未充足であるので今後に期待したい。教育課程及び教授方法の改善は、FD(Faculty Development)委員会を中心に実施している。学生への支援は、学修や学生生活の相談ができる体制を構築し、また、その状況を把握し、意見をくみ上げる体制を整えている。単位認定、進級、卒業認定は、学則にのっとり厳格に実施している。学生の就職支援は、委員会を中心に指導体制を構築している。教員は、大学設置基準に基づき、教育目的及び教育課程に沿って配置している。また、教員の資質と能力の向上、教養教育の実施のための体制整備をしている。大学は、姫路キャンパス（兵庫県神崎郡）と大阪天王寺キャンパスを有しており、両キャンパスには IT 関係、図書館、医務室、学生相談室など学生支援に必要な施設と設備を整備している。

「基準3. 経営・管理と財務」について

大学は、学校教育法などの関係法令を遵守し、理事会、評議員会が、適切に機能しており、管理運営を行う体制を構築している。環境保全、人権、安全への配慮は、規則に基づき実施している。教育情報、財務情報は、ホームページで公表している。学長は、役割や位置付けを学則に定められ、権限と責任が明確になっており、規定された審議事項について教授会の意見を聞き決定しており、適切なリーダーシップを発揮できる体制が整っている。法人部門、教学部門、管理部門の意思疎通を円滑に行うため、理事長、学長、学部長等の認識を共有する場を設け、大学の使命・目的の達成に向けた意思決定に努めている。また、計画的に教職員の資質と能力の向上に努めている。法人は、経営改善計画を策定し、経営改善を進め一定の成果が出ているので、今後に期待したい。会計は、学校法人会計基準に準拠し適正な実施をしている。会計監査は、監査体制が整備され適切に行われている。

「基準4. 自己点検・評価」について

自己点検・評価委員会規程に基づき、自己点検・評価委員会が設置され、使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価を実施している。機能的な自己点検・評価作業のため、自己点検・評価小委員会が設置され、全教職員による各委員会年次事業報告及び事業計画の評価によって、全学的な自己点検・評価体制が構築され、PDCA サイクルが確立している。実施された自己点検・評価については、自己点検評価書をホームページで公表し、学内外へ公表している。今後、より一層有効な自己点検・評価を行うため、周期的な自己点検・評価の実施と公表に期待したい。

総じて、大学は使命・目的達成のため、社会福祉学部のもとに3学科を設置し、教育研究体制を整え、地域社会に貢献している。理事長、学長が強いリーダーシップを発揮しており、建学の精神「個性の伸展による人生練磨」を具現化した教育、研究、社会貢献活動が進められているが、収容定員未充足と財務状況の健全化に期待したい。大きく社会情勢が変化する時代において、今後も必要とされる人材の輩出が期待される。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準 A.地域連携・社会貢献活動」については、基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価結果】

基準 1 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

【理由】

大学の使命・目的及び教育目的は、具体的で明確にされており、学則第 1 条に建学の精神である「個性の伸展による人生練磨」が示され、理念、使命・目的に基づく教育方針を「日本国憲法、教育基本法及び学校教育法に従い、広く知識を授けるとともに、建学の精神である『個性の伸展による人生練磨』に則り、人と環境に優しい福祉の心をもった人材を国際色豊かに育むことを目的とする」と示している。

建学の精神は、簡易な文章で学生便覧、大学案内、ホームページで公表されている。各キャンパスでは、建学の精神が随所に掲げられ、教職員をはじめ学生に周知されている。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

大学は、教育目的を達成するために、福祉系大学という特徴を踏まえた使命・目的を、学則、学生便覧、大学案内、ホームページに明示している。また、使命・目的及び教育目的は、明確に定められ、学校教育法、大学設置基準等の法令に照らし、適合している。

社会情勢の変化や昨今の学生の変化に柔軟に対応しており、地域社会や時代が要求する人材養成を目指し、改組転換などを図っている。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

大学は、学校教育法の一部改正に伴い使命・目的、教育目的、学科の目的を見直し、役員、教職員へ周知徹底を図り理解と支持を得ている。

理事長、学長は、入学式、学位記授与式などさまざまな行事の中で大学の使命・目的及び教育目的などを講話し周知している。また、理事長は、建学の精神を自身の著書「和魂英才のすゝめ」で語り、全教職員及び全学生へ配付し浸透させている。

大学は、使命・目的及び教育目的を、中長期計画として策定した「学校法人都築学園経営改善計画（平成24年度～28年度）」及び三つの方針に反映させるとともに、それらの達成に必要な教育課程と教育研究組織を編制している。

基準2. 学修と教授

【評価結果】

基準2を概ね満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

アドミッションポリシーは、ホームページで公開され、学生募集要項に記載されることで、明確化され、周知されている。

アドミッションポリシーに沿って、試験の実施要領や判定基準、出題、採点等を入学試験委員会で検証し、入学試験後の分析結果により、次年度以降の試験実施を検討している。また、多様な個性を持つ学生を受入れるため、さまざまな入学試験を行っている。実施については、実施要領を作成するとともに実施業務マニュアルを作成し、適正かつ公正な試験実施体制を整えている。

入学定員に沿った学生の受入れ数では、充足に至っていない状況が続いているが、多様な入試の導入、入学定員の見直し、学科改組等を行い、定員確保に継続的に努めた結果、入学者数は緩やかに回復している。更なる分析・検討による抜本的な改革に期待したい。

【改善を要する点】

○社会福祉学部社会福祉学科の収容定員充足率が 0.7 倍を下回っており、早急な改善を要する。

【参考意見】

○社会福祉学部健康スポーツコミュニケーション学科の収容定員が未充足であり、一層の定員充足の努力が望まれる。

2-2 教育課程及び教授方法

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

カリキュラムポリシーを明確化し、学生便覧や4月のガイダンス時に明示、履修登録時にも告知している。各学科では、カリキュラムマップを作成して教育効果を図るとともに教育課程の点検・見直しを行っている。

カリキュラムポリシーに基づき、教育課程は学科ごとに編成し、教養科目と学科専門科目で編成している。教養科目の「基礎」領域では、「医療と福祉のあゆみ」「医学概論」を必修科目として位置付け、学びの特色としている。取得できる資格と履修モデルを明示し、学びの指標としており、また、学則で履修登録単位数の上限を適切に定めている。

教員は、教務委員会、FD 委員会と連携し、教員同士の授業参観や学生による授業アンケートにより、教授方法の工夫・開発に努めている。また、IT を利用したアクティブ・ラーニングの教授方法を導入し、効果を挙げている。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

学修支援及び授業支援は、教務委員会で全学的な調整を図り、各学科と教務課が連携している。入学前の学修や全学年に対するガイダンスの実施など、学修支援体制にも工夫を凝らしている。留学生の多い大阪天王寺キャンパスでは、クラス担任・ゼミ指導教員制度が導入され、退学者の減少に努めている。また、複数科目において、4 か国語の用語集を作成し授業内容の理解促進に役立てている。

学修及び授業支援に対する学生の意見などをくみ上げる仕組みが整備され、学修及び授業支援の体制改善に反映させている。加えて、教育懇話会が開催され、保護者との話し合いが行われている。学生にはオフィスアワーが周知されている。

多くの資格取得を促す特別講座を開講し、知識の習得、向上を目指している。SA(Student Assistant)制度が整備され、教育的な効果を図る取組みが行われている。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

ディプロマポリシーは学生便覧に明記されている。また、履修年次、卒業に必要な総単位数、履修科目の制限、単位不認定となる授業欠席回数、1 年間の履修登録単位の上限が設けられており、単位認定、進級、卒業認定等の基準は学則に準拠し厳正に適用されている。GPA(Grade Point Average)が導入されており、奨学金制度の適用や教職課程の履修指導、進路指導等に活用されている。

【参考意見】

○シラバスに、一部の科目について成績評価基準が記載されていないため、記載されることが望まれる。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

大学は、兵庫県と就職支援に関する協定書を締結し、求人やインターンシップ先の開拓に努めている。また、キャリアサポート委員会を中心に、教務部、学生部及び各学科が連携しつつ、年間を通じ指導體制を構築し、就職ガイダンスや各種セミナー等の施策を実施している。また、専用のホームページを開設し、学生が自主的・積極的に就職活動を行うための基盤づくりを行っている。

留学生に対し手厚い進路指導等を行い、企業コンサルタント会社の協力を得てインターンシップ先の開拓、卒業を控えた留学生への内定先企業等についての助言、卒業後の進路に合わせ在留資格変更許可申請の助言・指導等をしている。大学は、「資格取得奨励費支給制度」を設け学生支援を行っている。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

大学は、シラバスに、評価方法として小テストの実施、グループワークによる発表、レポートや感想文の提出、受講態度等、多面的で客観的な評価に努めている。加えて、欠席の続く学生に対する学修の促進や、資格取得状況や就職状況の調査をもととした教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発のための仕組みができています。「授業アンケート」や教員同士の授業参観を実施しており、フィードバックをもとにした教育内容の向上や授業方法の改善を図っている。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

新学期のガイダンス後に、クラス担任及びゼミ指導教員による個別面談を全学生に対して行い、学修状況・生活状況の現状及び意見・要望等を把握することに努め、学生生活の安定を図っている。経済的支援に関しては、入学金が免除されるスカラシップ制度、授業料が免除される特待生制度等による奨学金を提供している。また、学生の意見をくみ上げる仕組みを整備し、学内の改善に努めており、その内容は学生に告知されている。学生の課外活動の支援を行っており、後援会や学友会組織も設けている。

姫路キャンパス、大阪天王寺キャンパスともに学生相談室を設置している。また、全学生に対して健康診断を実施するとともに、両キャンパスに医務室を設置し、学生の健康管理にも留意している。

2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

大学は、教育目的及び教育課程に即した教員を確保し配置しており、大学設置基準を満たしている。専任教員の年齢構成はバランスがとれている。教員の採用に関しては、公募や大学教員の紹介で、担当科目、教育研究業績に基づき教員資格審査委員会において選考されている。FD 委員会を設置し、教員相互の授業参観を企画、参観結果のフィードバックを行い、教員自らの資質、能力向上に寄与している。教養教育に関しては、教養教育委員会を設置している。

2-9 教育環境の整備

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

大学は、校地、校舎、運動場、図書館、体育施設等の教育環境の整備と適切な運営・管理がされ、大学設置基準を満たしている。講義室・研究室・事務室等がある建物は、耐震基準を満たし安全性を確保しており、施設・設備に対する学生の意見をくみ上げる仕組みを整備し、改善に反映させている。クラスサイズに関しては教育効果を上げられるよう適正化に努めている。

基準3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準3を概ね満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目3-1を満たしている。

【理由】

「学校法人都築学園寄附行為」に法人の目的を明確に規定の上、表明し、適正な経営・管理を図っている。

大学の使命・目的の実現に向けて、中期経営改善計画を策定し、組織的・継続的に経営改善努力を行っている。

「大学における研究者等の行動規範」を定め配付するとともに、文部科学省等からの通知等を教職員に周知することにより学校教育法をはじめとする法令の遵守に努めている。

節電対策や「ハラスメント防止規程」「個人情報保護規程」「安全及び衛生管理規程」等を整備し環境保全・人権・安全に配慮している。

教育情報をホームページに公表し、財務情報についても事業報告書とともに決算書をホームページに公表している。

3-2 理事会の機能

- 3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目3-2を満たしている。

【理由】

法人の最高意思決定機関である理事会は、「学校法人都築学園寄附行為」に基づき理事が選任され、理事会は適切に開催され、使命・目的の達成に向けて戦略的な意思決定ができる体制が整備されている。理事が欠席する場合に審議する事項を、あらかじめ書面をもって意思表示ができるよう体制を整えている。また、理事会議事録は、開催日時、決議事項

等を記録し、出席理事全員の署名捺印をしており、適切に運営している。

監事の理事会出席率は良好であり、法人の業務や財産の状況などについて監査を行っている。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

大学の意思決定は、学則及び各種規則にのっとり円滑に行われている。また、教育研究に関する主要な事項は、学内の各種委員会から提議され、教授会の意見を聴いて学長が決定している。

学部長、教務部長、入試部長、学生部長、キャリアサポート部長、図書館長は、委員会の委員長を兼ねており、教授会及び各委員会の運営が円滑に実施できる体制となっている。

学長は、教授会規程で規定された審議事項について、教授会の意見を聴いて決定することになっており、その責任と権限を明確にし、学長の適切なリーダーシップが発揮され、大学の意思決定と業務執行の仕組みが整備されている。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

理事である学長は、大学の教授会、各種委員会の構成員として出席することによって、法人と大学の意思決定の円滑化を図っている。大学行事等で法人の運営方針、運営状況等を表明し、リーダーシップを十分に発揮するとともに、委員会等で教職員の意見を聞くなど、リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営を行っている。また、理事会及び評議員会に出席することに加え、理事長と日常的に意見交換を行う機会を設けており、法人と大学の相互チェックは有効に機能している。

評議員及び監事は寄附行為に基づき選任されており、評議員会は寄附行為に基づき、法人の業務に関する重要事項について審議している。監事は、法人の業務、財産の状況

等について監査するとともに、理事会及び評議員会に出席し意見を述べている。

3-5 業務執行体制の機能性

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

「事務組織規程」及び「事務分掌規程」により業務の執行体制を確保し、権限の適切な分散と責任を明確にしている。

「事務組織内規」により、大学事務室（総務課・庶務課・経理課）、教務部、学生部、キャリアサポート部、入試広報部、図書館などを設置し、職員を配置している。

法人及び大学の業務執行は、諸会議で構成員が集合する機会に、事務長等から口頭、資料配付により伝達しており、その機能性は確保されている。

「教職員連絡会」を開催し、部署間、教職員相互に情報共有すべき内容を普及し、組織全体の資質の底上げを図っている。

職員を学生指導及び就職に関する研修（研究）会、その他教育の質の向上に資する各種セミナー等に参加させ、教育・事務処理の質の向上を図っている。

3-6 財務基盤と収支

- 3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
- 3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

法人の財務基盤は、平成 24(2012)年度から平成 28(2016)年度の中期経営改善計画を着実に履行した結果、キャッシュフローにおいてはプラスとなっており改善が図られている。また、借入金は大きく減少し徐々に改善の兆しがある。これまで経営の大きな課題であった関係法人への長期貸付金や不動産担保提供についても整理が進んでおり、経営の健全性が担保されつつある。

法人は、平成 29(2017)年度から平成 33(2021)年度の中期経営改善計画を作成し、平成 30(2018)年度からは事業活動収支差額の黒字化を目指している。具体策として、入学者の確保、学生生徒等納付金の回復、支出の削減、不稼働資産の検討、将来構想である新学科の設立、退学者の一層の減少などで収支改善が期待できる。

【改善を要する点】

- 大学は支出超過であるので、入学者の確保、支出の削減、不稼働資産の検討などによる収支改善を法人全体の課題として取組むなどの改善を要する。
- 法人全体の借入金残高は減少しているものの、依然法人全体の年間事業活動収入を超える借入金があるため、改善を要する。

3-7 会計

- 3-7-① 会計処理の適正な実施
- 3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

大学は、学校教育法、私立学校法等の関係法令を遵守し、「学校法人都築学園経理規程」を定め、学校法人会計基準に準拠して適正な会計処理がされている。

経理規程において、予算執行上重大な支障を生じるおそれのあるときは、予算を補正することができる」と規定しており、必要に応じ補正予算を編成している。

会計監査は、公認会計士による監査と「学校法人都築学園監事監査規程」に基づく監事による監査が適正に運営されている。

基準 4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

- 4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価
- 4-1-② 自己点検・評価体制の適切性
- 4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

大学は、「神戸医療福祉大学自己点検・評価委員会規程」に基づき、自己点検・評価委員会を設けている。委員会は、学長、副学長、学部長、大阪天王寺キャンパス長、各学科長、各コース主任、広報部長、事務局長等、法人本部も含めた部課長及び実務責任者による全学的な体制となっている。

機能的な自己点検・評価の作業ができるよう作業部会として自己点検・評価小委員会を置いており、全ての教職員が各委員会の年度事業報告及び事業計画の評価を行うことにより、全学的な自己点検・評価体制が構築されている。

自己点検・評価は平成 22(2010)年度、平成 23(2011)年度、平成 28(2016)年度に行われ、自己点検評価書としてホームページで公表されている。

4-2 自己点検・評価の誠実性

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

教育研究上の目的に関する情報・教育研究環境に関する情報等の基本情報、事業報告、財務状況は、ホームページに掲載し、更新することにより、自己点検・評価の際の資料として活用している。また、自己点検・評価の実施に当たっては、自己点検・評価委員会が根拠資料を集約し、現状把握に努めている。

現状把握のための調査及びデータに関しては、教育・研究及び管理運営に関わる基礎データを庶務課、教務課、学生課が分担して毎年度取りまとめている。

「学生による授業評価」を実施し、調査結果を支援対策や授業方法の向上及び自己点検・評価に活用している。

自己点検・評価書をホームページで公開するなど自己点検・評価の結果の学内の共有に努めている。

4-3 自己点検・評価の有効性

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

各委員会活動において、事業計画の策定(Plan)、計画に基づく活動(Do)、自己点検・評価委員会及び当該委員会に属さない教職員による評価(Check)、評価に基づいて次年度の事業計画の策定(Action)と PDCA のサイクルの確立に努めている。また、教授会、各種委員会、各学科、各部署の担当が明確になっており、加えて、それぞれの責任者が自己点検・評価委員会等の委員として自ら検討作業に関わることで、PDCA サイクルが遂行されている。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 地域連携・社会貢献活動

A-1 地域社会との連携および大学独自の社会貢献活動

A-1-① 活動方針と組織

A-1-② 地域の要請に応じた社会貢献活動

A-1-③ 大学独自のプログラムによる地域社会貢献活動

A-2 教育・研究成果の還元

A-2-① 活動方針と組織

A-2-② 教育・研究成果の還元

【概評】

大学は、地域社会への貢献の活動方針のもと、平成 26(2014)年に「地域連携・社会貢献推進委員会」を発足させ、大学の特性である医療・福祉・心理や健康スポーツの知識・技能と施設を活用した活動を展開している。学生は地域住民とともに社会貢献活動に取り組み、教員は自治体や社会福祉法人等から信頼を得ており、さまざまな活動によって社会貢献をしている。これらの活動の中には、学生の意見が大きく反映されたものもある。大学の特色を生かして、地域住民対象の公開講座も開催している。

また、姫路キャンパスは民俗学の創始者である柳田國男の生誕地に立地しているので、学生や地域住民に対して、柳田國男に関する公開講座を開催したり、図書館には著書、関連する図書や資料、主要な関心領域の一つである妖怪に関連するものを整備し、供覧したりしている。